

就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数約788万人中、18歳～64歳の在宅者数、約324万人

(内訳:身111万人、知41万人、精172万人)

一般就労への
移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が約 28.4 % 障害福祉サービスの利用が約 61.7 %
- ② 障害福祉サービスから一般企業への就職が年間 1.3 % (H15) → 4.6 % (H25)

※就労移行支援からは24.9% (H25)

地域
生活

障害福祉サービス

- ・就労移行支援 約 2.4万人
 - ・就労継続支援A型 約 3.0万人
 - ・就労継続支援B型 約16.2万人
- (平成25年10月)

小規模作業所 約0.6万人(平成24年4月)

地域活動支援センター

799人/年

12,070人/年

5,557人/年

特別支援学校

卒業生19,576人/年 (平成26年3月卒)

就 職

就 職

企 業 等

雇用者数
約43.1万人
(平成25年6月1日時点)
* 50人以上企業

(平成26年度)

ハローワークからの
紹介就職件数
77,833人

(平成25年度)

20

III 平成27年度報酬改定

過去の障害福祉サービス等報酬改定の経緯

| 改定時期 | 改定にあたっての主な視点 | 改定率 |
|---------|---|-------|
| 平成21年改定 | <ul style="list-style-type: none"> ○良質な人材の確保 人材確保に積極的に取り組む事業所の評価(特定事業所加算等の創設) ○事業者の経営基盤の安定 児童ディなど収支差率がマイナスの事業について基本報酬単価の見直し ○サービスの質の向上 医療機関との連携による看護の提供、重複障害など障害特性への配慮 ○地域生活基盤の充実 グループホーム等における手厚い世話人配置の評価、夜間支援の充実 ○中山間地域等への配慮 ○新体系への移行促進 | 5.1% |
| 平成24年改定 | <ul style="list-style-type: none"> ○福祉・介護職員の処遇改善の確保 基金事業として行われてきた福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組について、処遇改善加算の創設により、引き続き処遇改善が図られる水準を担保 ○物価の動向等の反映 前回改定以降の物価の下落傾向を反映(▲0.8%) ○障害児・者の地域移行・地域生活の支援 ・夜間支援の強化、家族のレスパイトのためのサービスの拡充等 ・相談支援や障害児支援について適切な報酬設定(H24.4施行分) ○経営実態等を踏まえた効率化・重点化 | 2.0% |
| 平成26年改定 | <ul style="list-style-type: none"> ○消費税対応(基本報酬+加算) | 0.69% |
| 平成27年改定 | <ul style="list-style-type: none"> ○福祉・介護職員の処遇改善 福祉・介護職員処遇改善加算について、更なる上乗せ評価を行うための新たな区分を創設 ○障害児・者の地域移行・地域生活の支援 ・施設・病院からの地域移行支援、計画相談支援、生活の場としてのグループホーム等の充実 ・個々の障害特性への配慮や夜間・緊急時の対応、障害者の就労に向けた取組等を一層推進 ・障害児支援について、支援の質を確保しつつ、重症児に対する支援等を充実 ○サービスの適正な実施等 | 0% |

22

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定について

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に係る改定率 ±0% (平成27年1月11日の大臣折衝により決定)

【主な改定項目と基本的考え方】

① 福祉・介護職員の処遇改善

- 現行の処遇改善加算を維持しつつ、更なる資質向上等の取組を進める事業所を対象に、更なる上乗せ評価を行う。
 - ◆ 処遇改善加算について、更なる上乗せ評価(福祉・介護職員の賃金月額1.2万円)を行うための新たな区分の創設
 - ◆ 福祉専門職員配置等加算(体制加算)の見直し

② グループホームにおける重度者支援の充実

- 施設や病院からの地域移行を進める上で、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えたニーズの高まりを踏まえ、重度障害者への支援の更なる充実を図る。
 - ◆ 基本報酬の重度者への重点化
 - ◆ 重度障害者に対する支援の充実
 - ◆ 夜間・深夜の時間帯における支援の充実
 - ◆ 個人単位の居宅介護等の利用に係る経過措置の延長

③ 地域移行に向けた支援の充実

- 退院・退所の意思が明確でない障害者に対し、早期の地域移行に向けた支援が図られるよう、サービスの柔軟な活用や地域生活を体験する機会を確保する。
 - ◆ サービス利用の初期段階におけるアセスメント等に係る業務負担の評価
 - ◆ 障害福祉サービスの体験利用・体験宿泊に係る利用制限の見直し

④ 就労移行後の定着実績の評価

- 就職時の適切なマッチングや継続的な職場定着支援を推進することにより、一般就労に移行した障害者の更なる職場定着を促進する。
 - ◆ 一般就労移行後の定着実績(定着期間)に応じた評価への見直し

⑤ 工賃向上に向けた取組の推進

- 工賃向上に向けた取組を更に推進するため、目標工賃の達成やそのための体制整備に積極的に取り組む事業所をより評価する。
 - ◆ 事業所の取組実態に応じた評価への見直し

⑥ 計画相談支援の強化

- 平成27年度から、市町村の支給決定に際してサービス等利用計画案の作成が義務化されることに伴い、適切なマネジメントを継続的・効果的に行うため、計画相談支援・障害児相談支援の充実を図る。
 - ◆ 質の高い相談支援体制を整備する事業所に対する評価
 - ◆ モニタリングの実施頻度について、利用者の状態等に応じて柔軟に設定の上実施
 - ◆ 支援の初期段階におけるアセスメント等の業務負担の評価（障害児相談支援）

⑦ 強度行動障害を有する者に対する適切な対応

- 障害福祉サービス等従事者の研修受講によるスキルアップ等により、虐待防止の観点も含め、強度行動障害を有する者への適切な支援を推進する。
 - ◆ 行動援助護事業者と重度訪問介護事業者が連携して支援を行った場合の評価
 - ◆ 強度行動障害支援者養成研修を受講した職員に対する評価

⑧ 障害児支援の充実

- 「障害児支援の在り方に関する検討会」報告書における①地域における「縦横連携」の推進、②ライフステージごとの個別支援の充実、③医療・福祉の連携、④家族支援の充実、⑤さらなるサービスの質の確保の5つの柱に沿った提言内容を踏まえた現行報酬の見直しを行う。
 - ◆ 支援の質の確保のための職員配置の評価（通所サービス）
 - ◆ 家族に対する相談援助等の評価（通所サービス）
 - ◆ 重症心身障害児に対する支援の充実（通所サービス）
 - ◆ 一定の目的を持った短期的な入所（有期・有目的入所）の評価（施設サービス）

⑨ サービスの適正な実施等

- 「経済財政運営と改革の基本方針2014」において、「平成27年度報酬改定においては、サービス事業者の経営状況等を勘案して見直す」とされていること等を踏まえ、サービスの適正実施の観点から所要の見直しを行う。
 - ◆ 生活介護の開所時間減算の見直し
 - ◆ 就労移行支援の就労移行実績がない場合の減算の見直し
 - ◆ 就労継続支援A型の短時間減算の見直し
 - ◆ 障害児通所サービスの開所時間減算の見直し
 - ◆ 食事提供体制加算の時限措置の延長と見直し
 - ◆ 施設利用者の食費・光熱水費を補填する「補足給付」の見直し
 - ◆ 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し

24

IV 障害者総合支援法施行後3年を 目途とした見直し

障害者総合支援法施行後3年を目途とした見直し事項

障害者総合支援法附則第3条においては、施行後3年（平成28年4月）を目途とした見直しとして、以下の事項を見直すこととしている。

常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方

障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方

障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方

手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずることとされている。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）

附 則（平成二四年六月二七日法律第一号）抄

（検討）

第三条 政府は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後三年を目途として、第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条の二に規定する基本理念を勘案し、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方、手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方、精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の規定により検討を加えようとするときは、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

26

社会保障審議会障害者部会での議論の経緯

4月28日 3年後見直しに係るフリートーキング

5月末～6月中旬 関係団体ヒアリング（合計4回にわたり開催）

7月～11月 個別論点について議論（合計10回にわたり開催）

11月～12月 とりまとめに向けての議論（合計4回にわたり開催）

12月 4日 報告書とりまとめ

12月 24日 報告書公表

障害者総合支援法施行3年後の見直しについて (社会保障審議会障害者部会 報告書概要／平成27年12月14日)

「障害者総合支援法(平成25.4施行)」の附則で、施行後3年を自遂として障害福祉サービスの在り方等について検討が加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずることとされている。これを受け、社会保障審議会障害者部会で平成27年4月から計19回にわたり検討を行い、今後の取組についてとりまとめた。(次期通常国会に関係法律の改正案を提出予定)。

1. 新たな地域生活の展開

(1) 本人が望む地域生活の実現

- 障害者が安心して地域生活を営むことができるよう、地域生活支援拠点の整備を推進(医療との連携、緊急時対応等)。
- 知的障害者や精神障害者が安心して一人暮らしへの移行ができるよう、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力・生活力等を補う支援を提供するサービスを新たに位置付け。
あわせて、グループホームについて、重度障害者に対応可能な体制を備えたサービスを位置付け。また、障害者の状態とニーズを踏まえて必要な者にサービスが行き渡るよう、利用対象者を見直すべきであり、その際には、現に入居している者に配慮するとともに、障害者の地域移行を進める上でグループホームが果たしてきた役割や障害者の状態・ニーズ・障害特性等を踏まえつつ詳細について検討する必要。
- 「意思決定支援ガイドライン(仮称)」の作成や普及させるための研修、「親亡き後」への備えも含め、成年後見制度の理解促進や適切な後見類型の選択につなげるための研修を実施。

(2) 常時介護を必要とする者等への対応

- 入院中も医療機関で重度訪問介護により一定の支援を受けられるよう見直しを行うとともに、国庫負担基準について重度障害者が多い小規模な市町村に配慮した方策を講ずる。

(3) 障害者の社会参加の促進

- 通勤・通学に関する訓練を就労移行支援や障害児通所支援により実施・評価するとともに、入院中の外出に伴う移動支援について、障害福祉サービスが利用可能である旨を明確化。
- 就労移行支援や就労継続支援について、一般就労に向けた支援や工賃等を踏まえた評価を行うとともに、就労定着に向けた支援が必要な障害者に対し、一定の期間、企業・家族との連絡調整等を集中的に提供するサービスを新たに位置付け。

28

2. 障害者のニーズに対するよりきめ細かな対応

(1) 障害児に対する専門的で多様な支援

- 乳児院や児童養護施設に入所している障害児や外出が困難な重度の障害児に発達支援を提供できるよう必要な対応を行うとともに、医療的ケアが必要な障害児への支援を推進するため、障害児に関する制度の中で明確に位置付け。
- 放課後等デイサービス等について、質の向上と支援内容の適正化を図るとともに、障害児支援サービスを計画的に確保する取組として、自治体においてサービスの必要量の見込み等を計画に記載。

(2) 高齢の障害者の円滑なサービス利用

- 障害者が介護保険サービスを利用する場合も、それまで支援してきた障害福祉サービス事業所が引き続き支援できるよう、その事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを実施するなど、障害福祉制度と介護保険制度との連携を推進。
- 介護保険サービスを利用する高齢の障害者の利用者負担について、一般高齢者との公平性や介護保険制度の利用者負担の在り方にも関わることに留意しつつ、その在り方についてさらに検討。

(3) 精神障害者の地域生活の支援

- 精神障害者の地域移行や地域定着の支援に向けて、市町村に関係者の協議の場を設置することを促進するとともに、ピアサポートを担う人材の育成等や、短期入所における医療との連携強化を実施。

(4) 地域特性や利用者ニーズに応じた意思疎通支援

- 障害種別ごとの特性やニーズに配慮したきめ細かな対応や、地域の状況を踏まえた計画的な人材養成等を推進。

3. 質の高いサービスを持続的に利用できる環境整備

(1) 利用者の意向を反映した支給決定の促進

- 主任相談支援専門員(仮称)の育成など、相談支援専門員や市町村職員の資質の向上等に向けた取組を実施。

(2) 持続可能で質の高いサービスの実現

- サービス事業所の情報公表、自治体の事業所等への指導事務の効率化や審査機能の強化等の取組を推進。
- 補装具について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合など、個々の状態に応じて、貸与の活用も可能とする。
- サービス提供を可能な限り効率的なものとすること等により、財源を確保しつつ、制度を持続可能なものとしていく必要。

V 農福連携について

30

農福連携による障害者の就農促進プロジェクト

概要

平成28年度予算額(案):1.1億円

- 農業分野での障害者の就労を支援し、障害者にとっての職域拡大や働くことでの収入拡大、農業にとっての担い手不足解消につなげ、地方の創生及び経済の成長に寄与する。
- 障害者施設における農業の取組等に関して、農業に関する具体的なノウハウが乏しい等の課題があることから、2020年までに、農業や6次産業化に取り組む障害者施設を支援するとともに、好事例の蓄積・普及を図りつつ、定期的にマルシェ(市場)を開催する。
また、2020年には、外国人観光客や国民を対象に大々的なマルシェを開催する。

<障害者の就農促進のイメージ>

2016年(平成28年度)～2019年(平成31年)

2020年

(東京オリンピック・パラリンピック)

国

都道府県等

補助等

- 障害者施設へ農業の専門家の派遣、6次産業化の推進
- 農業や6次産業化により障害者の雇用拡大や高工賃を実現している好事例の収集・普及
- 農業や6次産業化に取り組む障害者施設によるマルシェを定期的に開催

障害者の働く力をアピール

- オリンピック・パラリンピック会場付近での大々的なマルシェの開催
- 障害者が育てた農作物を使ったレストランやカフェテリアの展開
- 農業分野での就業促進

● ●
障害者の職域拡大・収入増
農業分野の担い手確保

農福連携による障害者の就農促進プロジェクトについて（新規）

事業の趣旨

平成28年度予算額(案): 1.1億円

農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会（「1億総活躍」社会）の実現に資するため、障害者就労施設への農業に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。

実施主体

都道府県

※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

補助内容・補助率

工賃向上計画支援事業の特別事業において、「農福連携による障害者の就農促進プロジェクト」として以下の事業を実施することとし、補助率は10/10とする。

① 農福連携推進事業

農業に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対し、農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。

② 農福連携マルシェ開催支援事業

農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。

<事業のスキーム>

厚生労働省

補助

補助率: 10/10

都道府県

農福連携マルシェの開催
※委託による実施可

専門家の派遣等の支援
※委託による実施可

障害者就労施設



32

農業分野と障害福祉分野の連携について

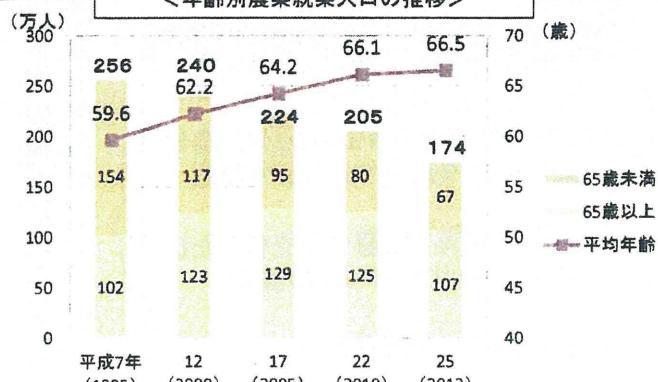
農業側

- 農業従事者が減少・高齢化する中で、労働力として障害者に期待
- 障害者への就労機会の提供により農業を通じた社会貢献ができる
- 地域での取組みによって、農地管理や規模拡大にも効果

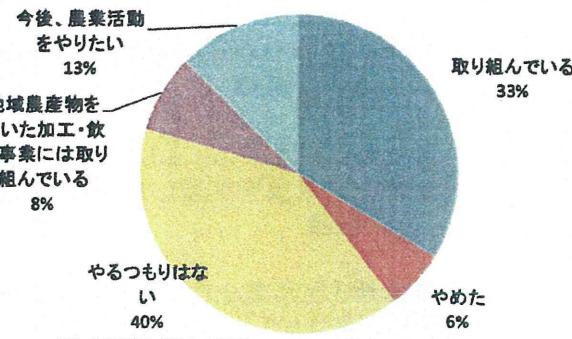
福祉側

- 障害程度や作業能力に応じた作業を用意することが可能
- 自然とのふれあいにより情緒が安定
- 一般就労に向けての体力・精神面での訓練になる
- 地域との交流機会ができる

<年齢別農業就業人口の推移>



<障害者施設における農業活動の取組状況>



56-

33

農業と福祉の連携事例

- 障害者施設が、自然栽培によって付加価値の高い農作物を生産し、また、加工・販売まで手掛けていること(6次産業化)によって、高い工賃水準を実現している事例もある。
- 農業分野には、多様な作業があることから、障害者の特性に応じた仕事を開発することにより、より多くの障害者の雇用・就労につながる。また、地域の農家ともつながることにより、地域活性化による地方創生も図られるものと考えられる。

(事例1)

- 就労継続支援B型事業所として農業を行い、15名の障害者が働いており、米や100種以上の野菜などを生産、加工、販売。
- 自然栽培による有機農産物を生産することにより、通常価格以上の価格(米は3倍、その他は1.3倍)で販売。
- 障害者に支払われる工賃は、月額平均5万円と高い水準を実現(平成25年度の全国の月額平均は14,437円)。



(事例2)

- 就労継続支援B型事業所として農業を行い、ジャガイモなどの農産物の生産・加工を行い、総菜や弁当などを販売。
- 地域の農家により、障害者に対する技術指導を実施し、農家の雇用につながった障害者もあり。
- 地域や自営の直売所において、農産物や農産加工品を販売することにより、障害者に支払われる工賃は、月額2万円を超える水準を実現。



34

農福連携による障害者の就農促進プロジェクト

KPI

- 障害者施設によるマルシェ(市場)を47都道府県で開催
 - ・ 2019年度までに、全ての都道府県でマルシェを開催するとともに、2020年には、オリンピック・パラリンピック会場付近で大々的なマルシェを開催。
⇒ 各都道府県を通じた障害者施設に対する支援を行うことにより、各都道府県で順次マルシェを開催し、2019年度末までに全ての都道府県での開催を実現する。
- 障害者施設における6次産業化の推進
 - ・ 2019年度までに、障害者施設における農業活動の売上高を現状から約130億円増加。
※ 農業に取り組んでいる全ての施設で6次産業化した場合、約54億円の売上高になると試算。
※ 今後、農業に取り組みたいと考えている施設で農業を開始し、6次産業化した場合、約74億円の売上高になると試算。
⇒ 「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－(平成26年6月24日)において掲げている6次産業化の市場規模の拡大(現状の1兆円から2020年に10兆円にする)にも寄与。

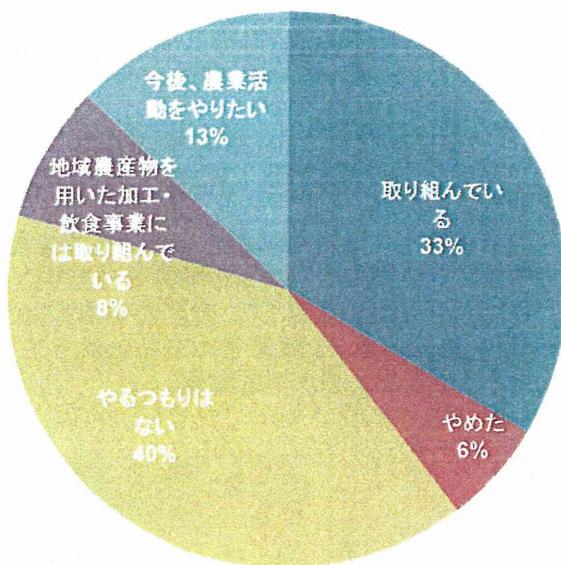
肉付けのための実施施策及び政策手段

- 全ての都道府県で障害者施設によるマルシェの開催を実現するため、以下の支援施策を実施。
 - <障害者施設における農業への取組支援>
 - ・ 施設における農業への取組支援や6次産業化の推進を図るために、農業や6次産業化に関するノウハウを有していない施設に対し、農業の専門家等を派遣。
 - <好事例の収集・普及>
 - ・ 障害者施設における農業や6次産業化に係る好事例を収集するとともに、事例集を作成し、その普及を促進。
 - <マルシェの開催経費の支援>
 - ・ 各都道府県に対して、マルシェの開催に係る経費(1箇所あたり約100万円)を補助。

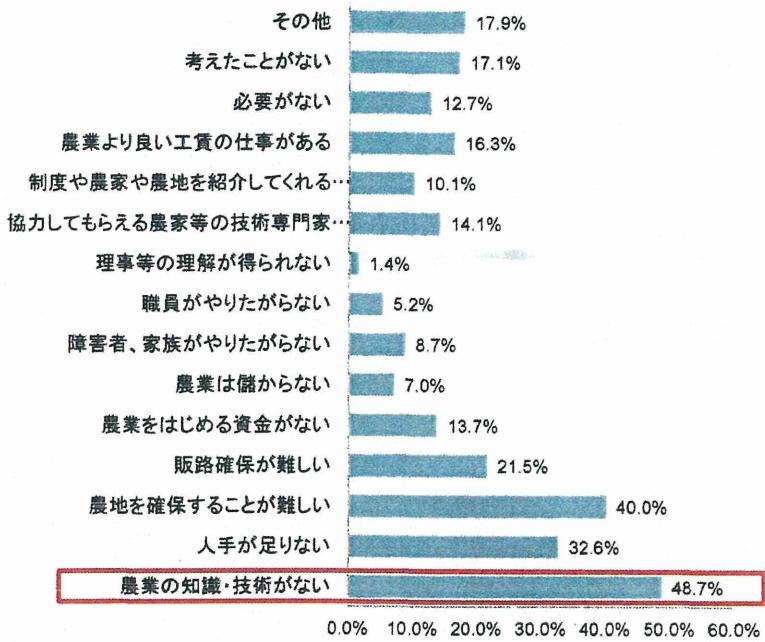
農業活動の取組状況

- 農業活動に取り組んでいる障害者施設は約3割となっている。一方で、農業をやるつもりはない施設も4割存在している状況である。
- 農業活動に取り組んでいない理由を見ると、「農業の知識・技術がない」が最も多くなっている。

<農業活動の取組状況>



<農業活動に取り組んでいない理由>



【出典】「農と福祉の連携についての調査研究報告」(平成26年3月特定非営利活動法人日本セルフセンター)

36

農業活動による効果①

- 障害者就労施設において農業活動に取り組んだ結果、「精神の状況がよくなった・改善した」と回答した施設は57.3%であった。また、「身体の状況がよくなった・改善した」と回答した施設は45.0%であった。
- 障害者にとって農業活動に従事することは、身体面や精神面にプラスとなり、一般就労に向けた訓練にもつながるものと考えられる。



■よくなった・改善した ■変化なし ■悪くなった・悪化した ■分からぬ

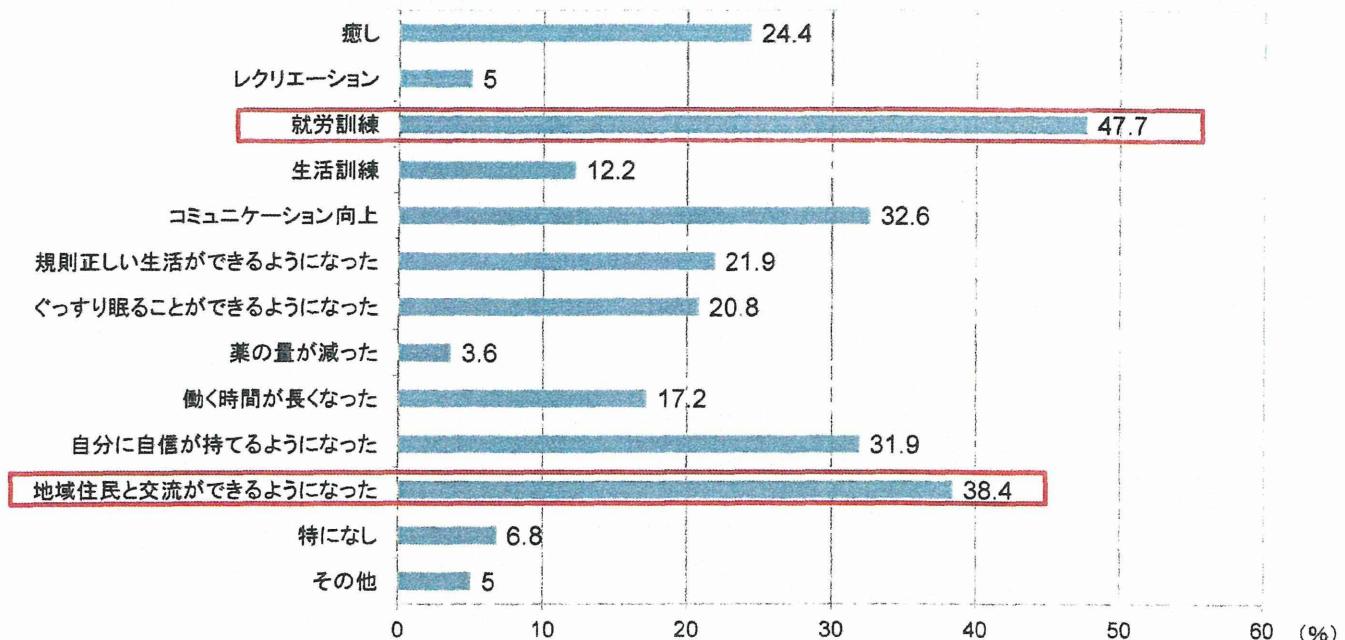
【出典】「農と福祉の連携についての調査研究報告」(平成26年3月特定非営利活動法人日本セルフセンター)

-58-

37

農業活動による効果②

- 農業活動による障害者本人への効果を見ると、「就労訓練」が47.7%と最も多く、次に「地域住民と交流ができるようになった」が38.4%、「コミュニケーション向上」が32.6%となっており、農業活動が就労訓練だけでなく、地域住民とのつながりや対人関係の改善などへの効果も見てとれる。

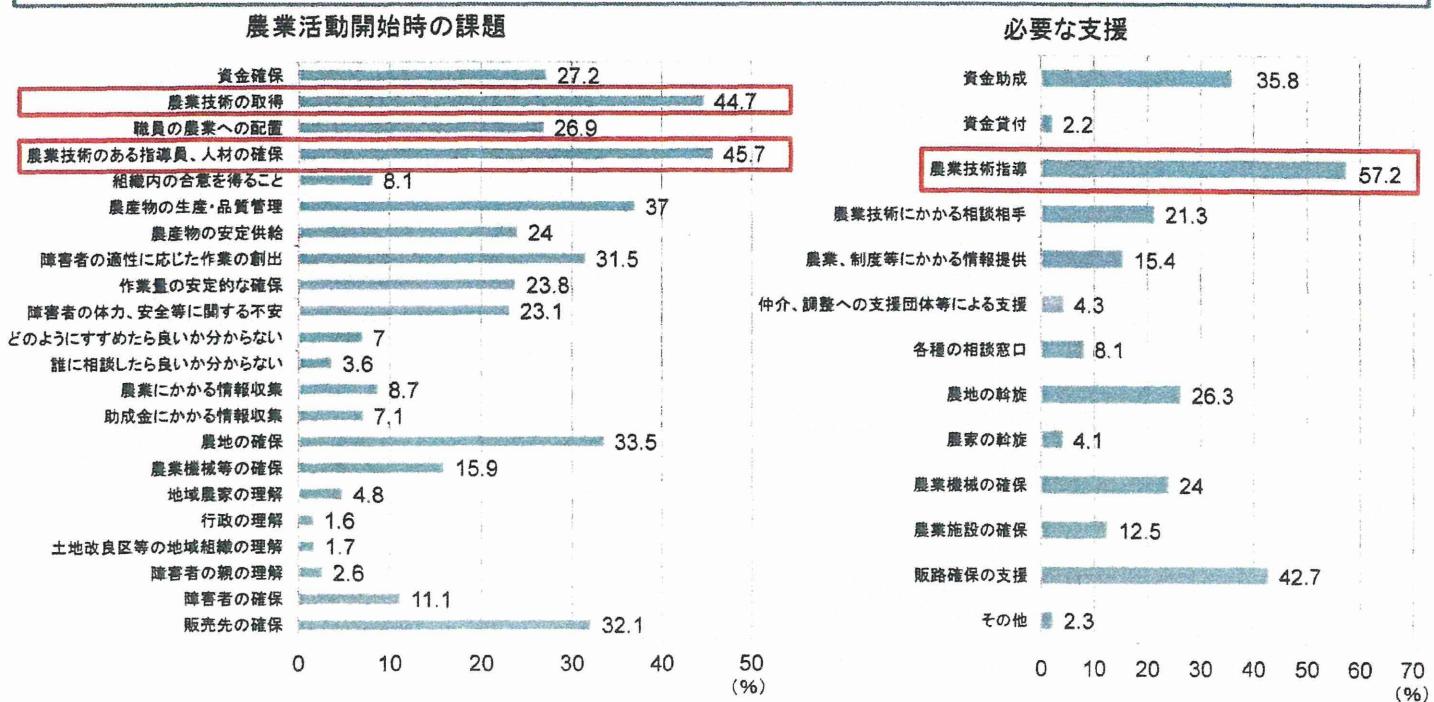


【出典】「農と福祉の連携についての調査研究報告」(平成26年3月特定非営利活動法人日本セルプセンター)

38

農業活動開始時の課題と必要な支援

- 農業活動開始時には、「農業技術のある指導員、人材の確保」、「農業技術の取得」を課題としてあげる施設が多くなっている。
- 農業活動に取り組むために必要な支援としては、「農業技術指導」が57.2%と最も高くなっている。



【出典】「農と福祉の連携についての調査研究報告」(平成26年3月特定非営利活動法人日本セルプセンター)

-59-

39